

# わたしたちの下水道

自然の回復と快適な生活環境を



高瀬下水処理場  
消化ガス発電設備



下水道管工事の様子



船橋市の  
マンホール蓋

## 船橋市下水道部



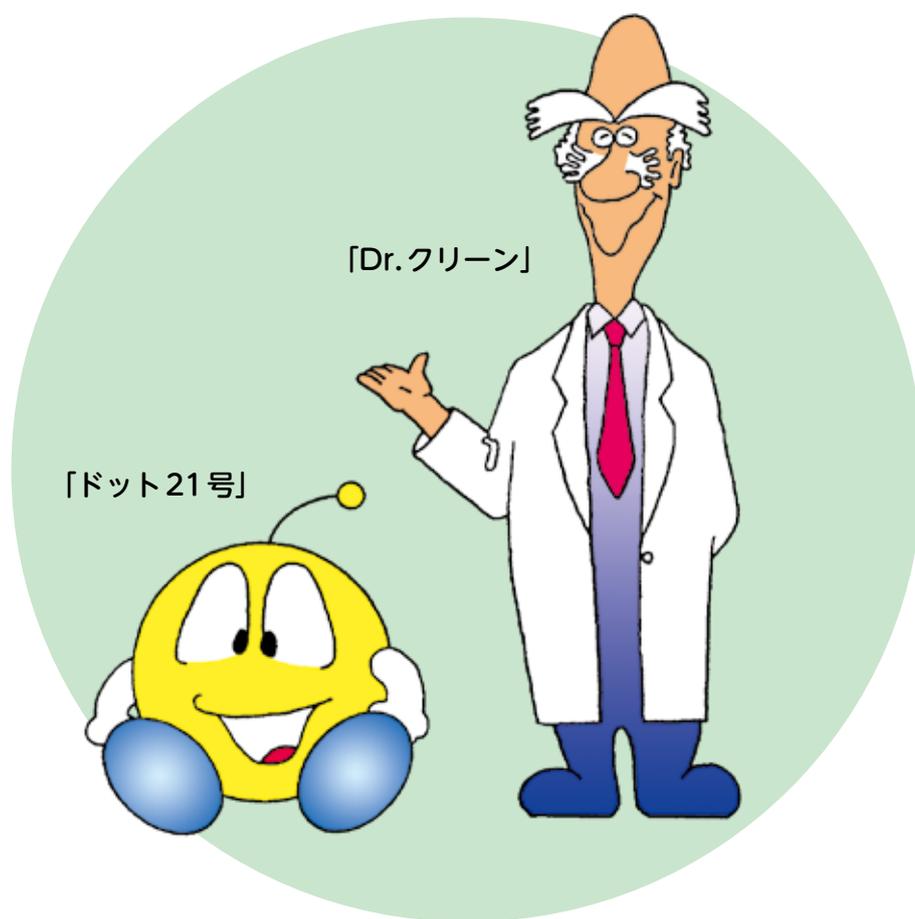
# 目次



○はじめに	1
○下水道事業の概要	2
○下水道が使えるまで	4
○下水道の建設	5
○工事の流れ	6
○私道内への公共下水道の布設	7
○工事の種類	8
○公共汚水ます	10
○宅地内排水設備工事	12
○貸付金	16
○宅地内排水設備工事に関する質問コーナー	17
○下水道利用の注意点	18
○受益者負担金	19
○受益者負担金の申告から納付まで	21
○下水道使用料	22
○下水道使用料の発生時期について(合流式区域)	23
○料金表	24
○使用料金早見表	25
○雨水浸透ます等補助金	26



# くらしを支える下水道



# はじめに



## ■下水道の役割■

水は私たちの日常生活になくてはならないものです。飲みものとして、また産業のためなど、私たちは水を様々なことに利用しています。人が集まり、たくさんのビルや工場ができるようになると、必要な水の量が増えてきました。

使われる水の量が増えると、捨てられる水の量も増えていき、自然の力だけではきれいにならなくなってしまいました。川や海には魚などの生物が住めなくなり、水辺は汚れて悪臭を放ったり、ハエや蚊などが発生したりして、私たちの生活に様々な悪い影響を与えます。

水をきれいにするために、私たち一人一人が水を汚さないための努力を払うことは大切ですが、下水道によって、捨てられる汚れた水をより自然できれいな水に近づけることができます。

水の汚れがなくなることによって私たちは清潔で健康な生活を送ることができます。トイレも水洗になることで、嫌な臭いがなくなりました。私たちが当たり前と考えているこのような生活は、下水道によって可能となっているのです。

大雨が降った時はどうでしょうか？日本のような雨の多い国では、低い土地に雨水が溜まってしまったり、あふれてしまったりすることが頻繁に生じていました。下水道はこうした雨水を速やかに川や海へ流し、災害から人々を守るといった重要な役割を果たしています。

## ■下水の処理■

家庭から出る汚れた水は、浄化槽を通してきれいにした後で様々な場所で流していました。しかし下水道では、道路の下に埋められた下水道管を通して処理場へいき、そこでまとめてきれいにし、川や海へ流しています。そのため、浄化槽に比べ維持するための費用が減り、よりきれいな水になることで快適な環境で私たちは生活することができます。

では、実際にどのように処理されているのでしょうか？処理場にはいろいろな微生物が入った池があり、そこで汚れを食べてもらいきれいにしています。しかし、すべての汚れがきれいになるわけではなく、残ってしまうものもあります。窒素とリンです。これらをそのまま海へ放流するとプランクトンにたくさんの栄養を与えてしまい、赤潮などの原因ともなってしまいます。

船橋市では、窒素とリンを取り除くことができる高度処理という方法によって下水を処理しています。これにより、よりきれいな状態で水を自然に返すことができますようになりました。

# 下水道事業の概要



## ■処理区について■

宅地開発が進み、海に面した地域では浸水被害も多くなったため、下水道事業は汚水と雨水を合わせて処理できる合流式として整備を開始したのが始まりです。

その後、市の下水道計画区域を、西浦下水処理場で処理する西浦処理区、高瀬下水処理場で処理する高瀬処理区、習志野市の津田沼浄化センターで処理する津田沼処理区、千葉県印旛沼流域下水道で処理する印旛処理区、江戸川左岸流域下水道で処理する江戸川左岸処理区の5つの処理区に分け整備を進めています。

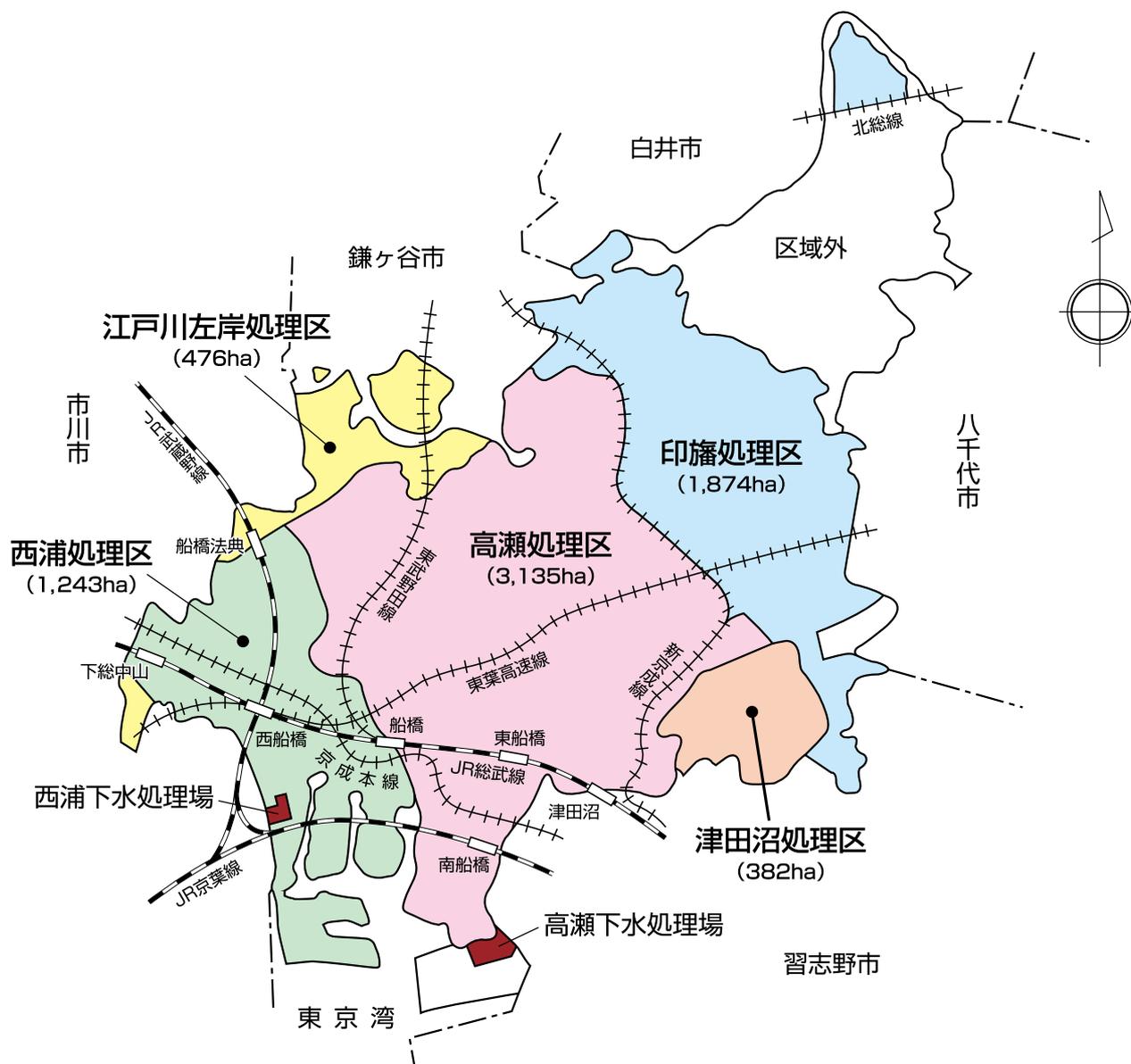
## ■財源について■

下水道事業は、汚水を処理する処理場、下水道管、公共汚水ますの整備や維持管理のために費用が必要となります。この費用はどのようにして賄われているのでしょうか？

下水道事業は国の推し進める政策の基本となることから国からの補助金、まちづくりに欠かせないライフラインを作るために皆さんに負担していただく都市計画税のほか、整備にかかる費用を賄うための受益者負担金、下水の処理に必要な経費を賄うための下水道使用料により、船橋市の下水道事業は支えられています。この大切な資金を有効に活用するため定期的に事業を見直し、コスト縮減などに努めながら、効率的な下水道事業を進めています。



## 船橋市の処理区

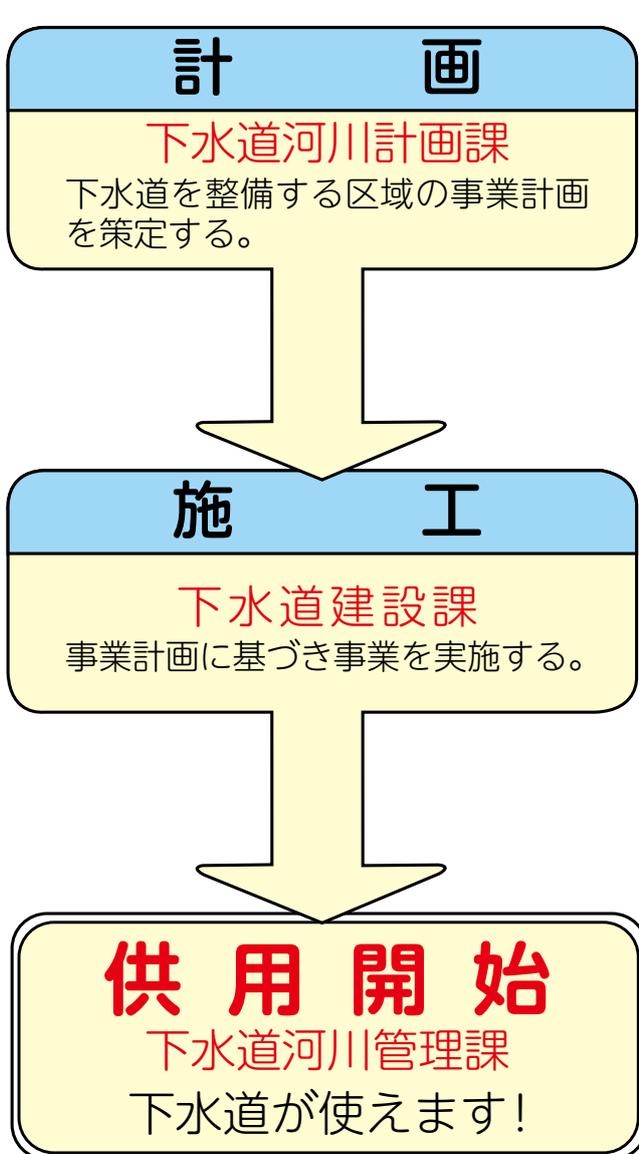


	西浦処理区	高瀬処理区	印旛処理区	江戸川左岸処理区	津田沼処理区	計
処理方式	合流式 (一部分流式)	分流式 (一部合流式)	分流式	分流式	合流式	
計画面積	1,243ha	3,135ha	1,874ha	476ha	382ha	7,110ha
計画人口	95,100人	251,800人	134,300人	36,600人	38,200人	556,000人
計画汚水量	69,780m <sup>3</sup> /日	145,880m <sup>3</sup> /日	65,450m <sup>3</sup> /日	17,390m <sup>3</sup> /日	20,670m <sup>3</sup> /日	319,170m <sup>3</sup> /日
処理場 (計画処理能力)	西浦下水処理場 (81,000m <sup>3</sup> /日)	高瀬下水処理場 (153,000m <sup>3</sup> /日)	千葉県印旛沼流域下水道 花見川第二終末処理場	千葉県江戸川左岸流域下水道 江戸川第一終末処理場 江戸川第二終末処理場	習志野市 津田沼浄化センター	

# 下水道が使えるまで



下水道事業は、皆様のご理解とご協力によって進められています。



公共汚水ますまでの工事を、船橋市が行います。

## 宅地内排水設備の設置

船橋市指定工事店で！

下水道総務課(排水設備係)

- 宅地内排水設備工事は、3年以内に実施。工事費は個人負担で貸付金制度もご利用になれます。

(12～17ページ参照)

## 受益者負担金

下水道総務課(使用料係)

- 下水道の整備によって便益を受ける土地の所有者などに負担していただくものです。

(19～21ページ参照)

## 使 用 料

下水道総務課(使用料係)

- 下水道使用者に負担していただくもので、2か月ごとに徴収します。(22～25ページ参照)

## 維 持 管 理

下水道河川管理課

- 公共汚水ますから下水道管までは、市が管理します。

(10、11ページ参照)

※宅地内排水設備は個人に管理していただきます。

# 下水道の建設



下水道は、自然勾配で汚水を流下させる必要から、ルートが制限されるうえ、工事にあたって支障となる既設の水道・ガス管などの移設後に下水道管を布設するため、どうしても工事期間が長期にわたります。工事期間中は、皆様に大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

## 《 手 順 》

処理場の建設



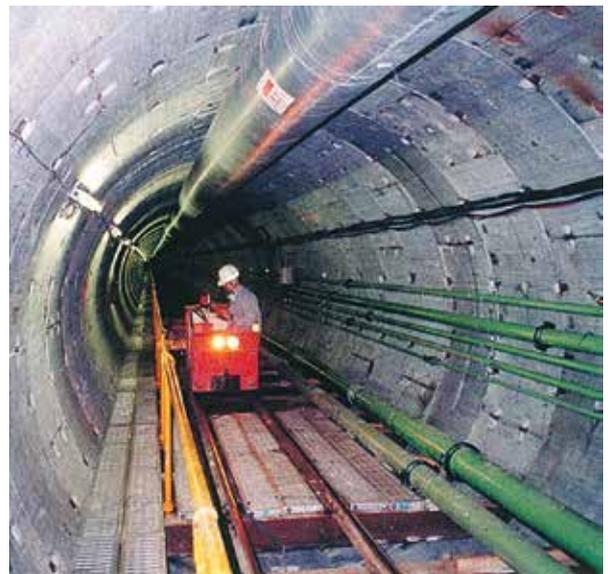
下水道管の布設



各戸に公共汚水ますを設置



供 用 開 始

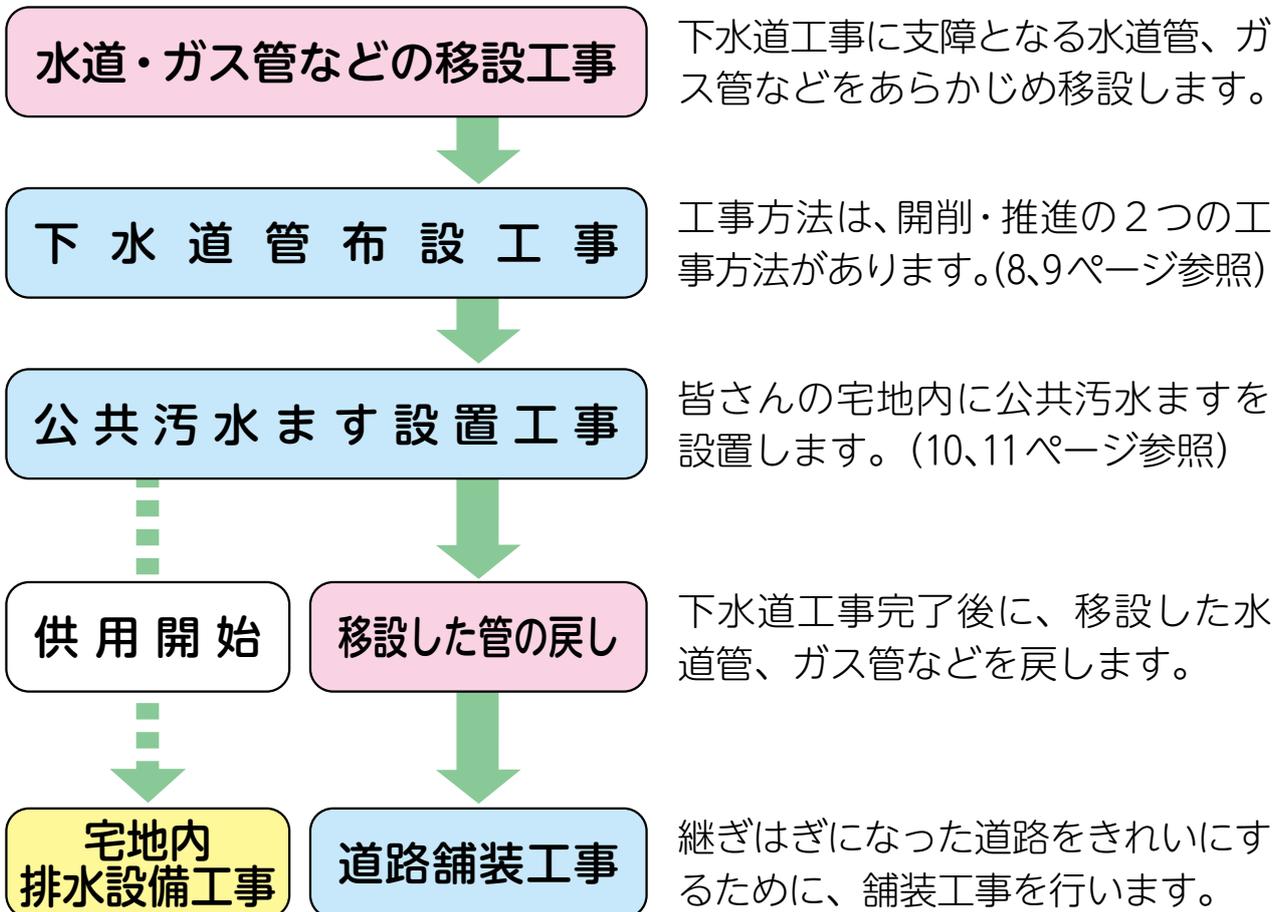


谷津幹線

# 工事の流れ

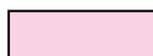


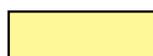
下水道工事の標準的な流れは次のとおりになります。



※宅地内排水設備工事は、供用開始後に着手していただきます。(12～17ページ参照)

 市が行う工事

 水道、ガスなどの事業者が行う工事

 皆さんが行う工事



# 私道内への公共下水道の布設



一定の要件を満たしている私道内については、市で公共下水道を布設することができます。



## ①対象となる私道(いずれかに該当するもの)

1. 建築基準法第42条に規定する私道。
2. 現況が公衆用道路として供されている私道。  
(ただし、私道と敷地の境界がわかること。)

## ②布設の条件(いずれにも該当すること)

1. 公共下水道土地占用承諾書「様式第1号」の提出があること。
2. 公衆用道路の場合、公共下水道を利用しようとする家屋が2戸（所有者が同一である複数家屋は1戸と算定する。）以上あること。
3. 公共下水道布設工事が支障なく施工できるよう協力すること。  
※なお、他にも要件があります。

## ③提出書類

1. 公共下水道土地占用承諾書「様式第1号」
2. 私道部分区画割図「様式第4号」(ただし、建築基準法第42条に規定する私道以外で、私道部分が分筆されていない場合のみ提出となります。)
3. 申請書「様式第2号」(ただし、整備当該年度においては、提出を省略することができます。)

様式第1号(第3条関係)

**公共下水道土地占用承諾書**

年 月 日

船橋市長 あて

土地所有者  
住 所  
氏 名  
(署名または記名押印)  
電 話

私が所有する下記の土地を下水道施設が占用することについて、次の条件を付けて承諾します。

土 地 の 所 在	
地 名	番 地

1. 下水道施設の設置及び下水道施設設置に伴う既設他企業管の移設、また、下水道施設の維持管理のため市が土地を使用する。
2. 土地の占用期間は、下水道施設の用途を廃止するまでの間とし、その占用料は無償とする。
3. 下水道施設が設置された土地(私道部分に限る)に、公衆の通行及び下水道施設の維持管理上支障となるような工作物を設けない。
4. 設置後における下水道施設への新たな接続を認める。
5. 土地の所有権の譲渡、その他の権利を設定する場合は、この承諾について承認されるものとする。
6. 下水道施設の設置替え等を必要とする場合は、市の承認を受けて起因者負担で施工する。

この承諾書は2通作成し、各自1通を保有する。

様式第4号(第4条関係)

**私道部分区画割図**

年 月 日

船橋市長 あて

土地所有者  
住 所  
氏 名  
(署名または記名押印)  
電 話

土 地 の 所 在	
地 名	番 地

※私道部分に斜線をすること。  
※私道を点線で明示すること。  
※私道部分の寸法を記入すること。  
建築基準法第42条に規定する私道及び分筆登記されている私道は提出不要。

# 工事の種類



## ○工事日時 月～土曜日（日曜日、祝日は原則休工とします。）

工事は原則として昼間に行い、夜には車が通れるようにします。ただし、交通に与える影響が大きい場合などは、夜間に行います。

## ○工事方法

下水道管布設工事には次の2つの方法があります。

### 1.開削工法

掘削機械や人力で地表から所定の深さまで掘り下げて、下水道管を布設するのが開削工法で、標準的な工事方法です。

#### 《掘削状況》



安全に注意して掘削します。



#### 《仮舗装状況》



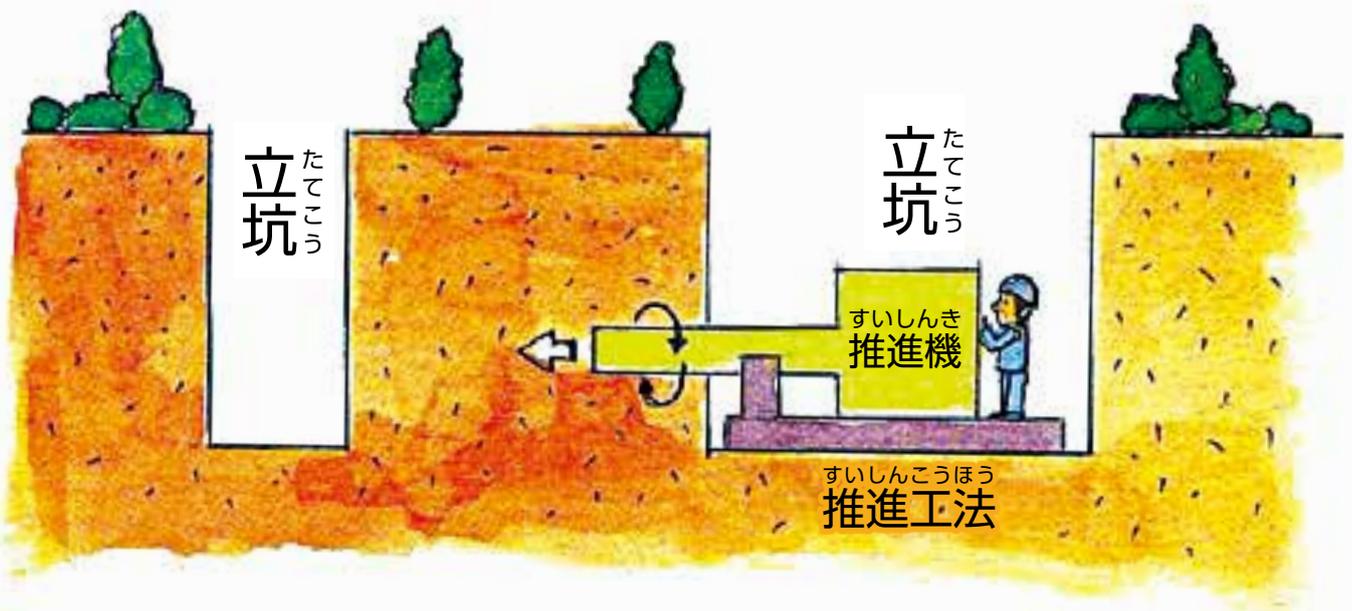
道路を掘ったあと夜には通行できるようにします。



## 2. 推進工法

推進工法とは、最初に立坑と呼ばれる推進機械を設置する縦穴を掘り、そこから管を押し込み次の立坑まで管を布設する工法です。

作業時間外は、立坑に覆工板と呼ばれる蓋をして車両が通れるようにします。



《立坑作業状況》



立坑から地中に管を押し込みます。

《開放状況》



作業時以外は覆工板で蓋をし  
通行できるようにします。

# 公共汚水ます



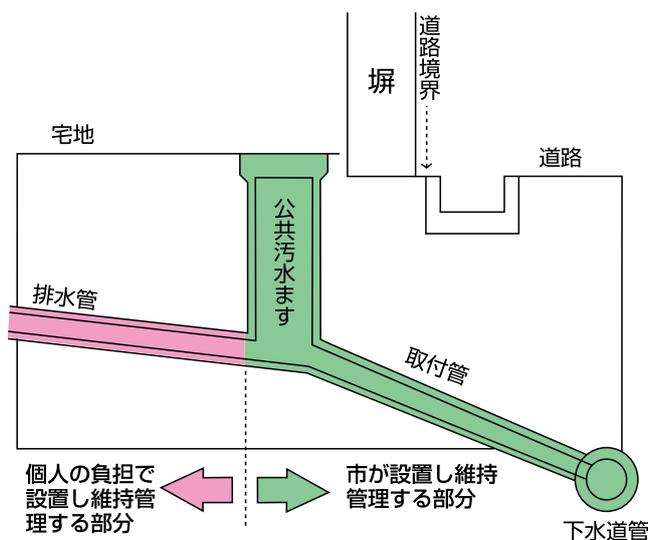
下水道管が道路内に布設されると、その下水道管と宅地内の排水管とを接続しなければなりません。その間に設けられるのが「公共汚水ます」です。

「公共汚水ます」は一宅地に一個、道路境界に最も近いところに市が設置し、維持管理も市が行います。

また、設置にあたっては、「公共汚水ます設置位置確認届出書」(11ページ参照)の提出が必要となります。

これに基づき支障となる物が無いことを確認した後に設置します。

「公共汚水ます」は円形(直径約20cm)のものですが、設置工事に際して掘削作業ができる広さが必要です。



この公共汚水ますまでが市の管理となります。

※宅地内の設置が不可能な場合は道路上に設置することがあります。



公共汚水ます

■分流式区域では、汚水のみを公共汚水ますに流します。

雨水は雨水管などへ流してください。

■合流式区域では、汚水と雨水を公共汚水ますへ流してください。

# (記 載 例)

様 式 第 9 号

## 公 共 汚 水 ま す 設 置 位 置 確 認 届 出 書

年 月 日

船橋市長 あて

届出人	住 所
	氏 名
	(署名または記名押印)
	電 話

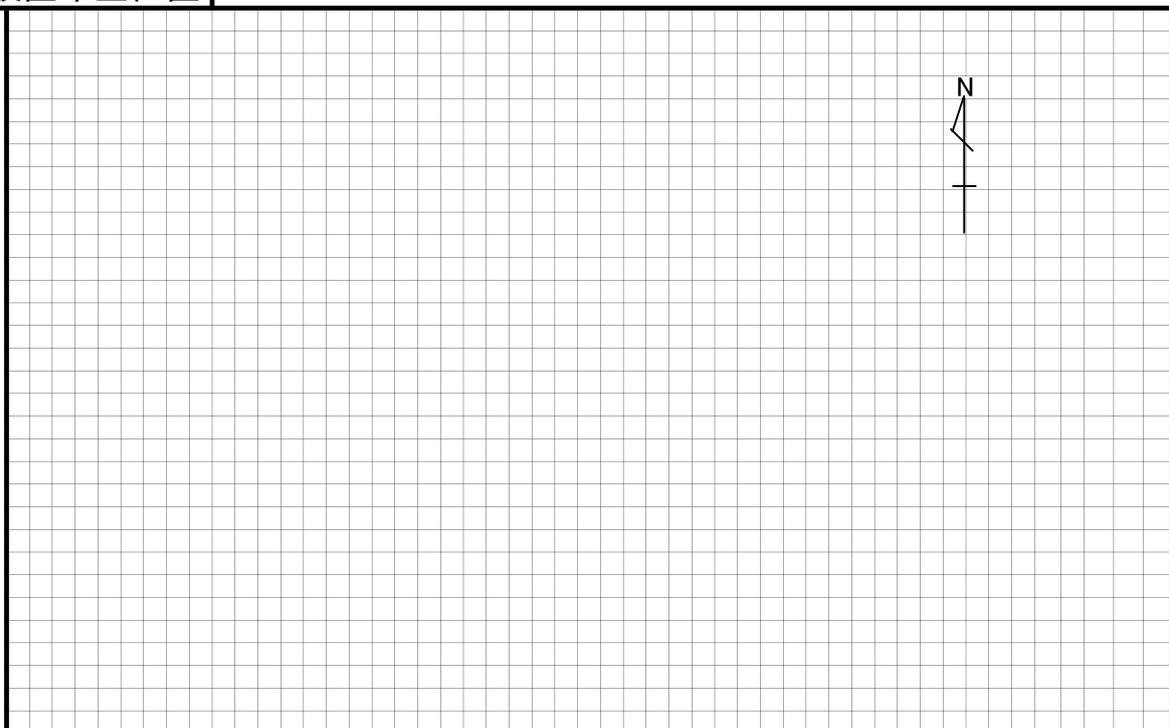
公共下水道工事にあたり、次のとおり公共汚水ますを設置されるよう届けます。

なお、次の条件を承諾いたします。

1. 公共汚水ますの維持管理のため市が土地に立入る。
  2. 土地の占用期間は、公共汚水ますの用途を廃止するまでの間とし、その占用料は無償とする。
  3. 公共汚水ますの維持管理上支障となるような工作物を設けない。
  4. 土地の所有権の譲渡、及び土地上に権利を設定する場合は、この承諾について承継させる。
  5. 公共汚水ますの設置替え等を必要とする場合は、市の承認を受けて起因者負担で施工する。
- ※1～4の条件については、私有地に公共汚水ますを設置した場合に適用する。  
以下、公共汚水ますを道路上に設置した場合の条件です。
6. 公共汚水ますは、『原則宅地内に設置することを基本とする』が、施工上やむを得ない理由により、道路上に設置した場合、市と個人の財産区分は道路境界とする。
  7. 公共汚水ますを道路上に設置した場合、直近宅内ますが道路境界付近(概ね1m程度)に有り、相応の管理スペースがあるときに限り、市で直近宅内ますまでのつまり等の対応は行なうが、宅内部分の破損等構造上の欠陥は、所有者である個人の管理とする。

土地の所在	船橋市	丁目	番
-------	-----	----	---

### 設置希望位置



注意：地下埋設物(ガス管、水道管、既設の排水管等)や庭石、植木等により希望位置に設置できない場合があります。

# 宅地内排水設備工事



## 1. 宅地内排水設備とは

公共下水道の供用が開始された区域からの汚水などを、合流式・分流式に応じて公共下水道に流すために必要な排水管、ます及びその他の排水施設を宅地内排水設備といいます。これらは、個人や事業者が**私費をもって自己の敷地（宅地）内に設け維持管理**していく設備で、その設置は法令等で供用が開始されてから**3年以内**に行うことが義務付けられています。

宅地内排水設備は、法令等の基準に合っていないかもしれませんが、皆様の負担を軽くするため、これまで支障なく使用していた既存の設備を利用することを認めています。工事の契約にあたっては指定工事店から既存の排水設備の状態などの説明を受けてください。

### くみ取り便所は水洗トイレに

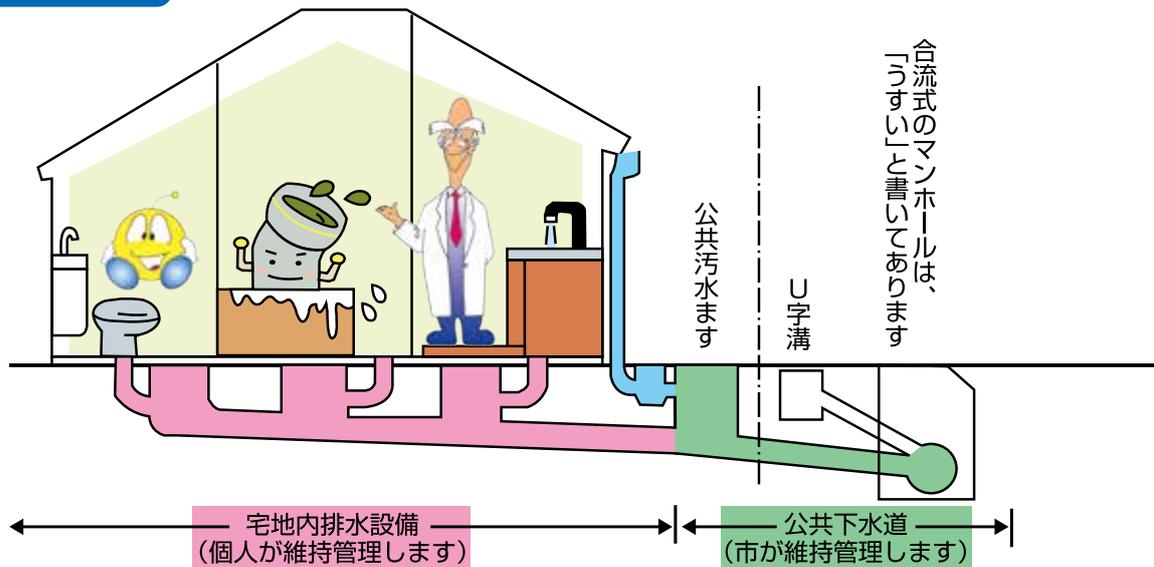
くみ取り便所は水洗トイレに改造し、台所・風呂場・洗濯場などからの汚水とともに公共下水道に流してください。

### 浄化槽は廃止して公共下水道に接続を

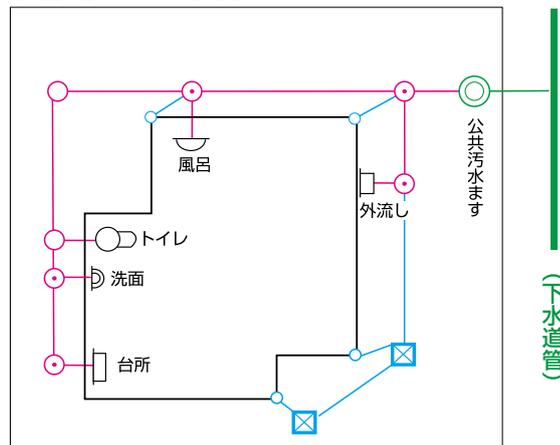
浄化槽を設置して水洗トイレを利用している方も浄化槽を廃止して公共下水道へ流してください。なお、浄化槽は全部撤去するか、撤去できない場合は、清掃・消毒を行い良質土などで埋め戻すなどの措置を講じてください。（15ページ参照）

## 合流式

汚水と雨水をいっしょに公共下水道管へ流します。

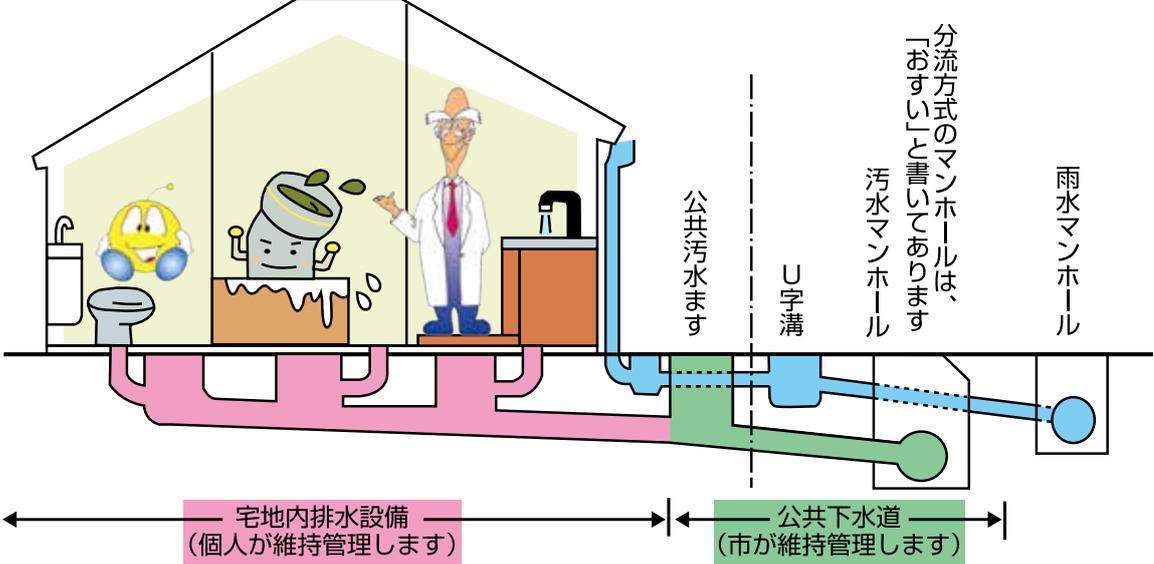


### ◎合流式の工事例

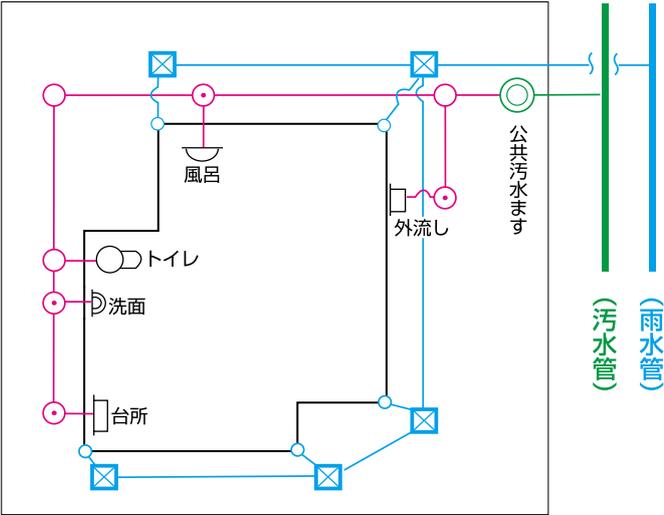


# 分流式

汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の污水管へ、雨水は雨水管などへ流します。



## ◎分流式の工事例



- ・ 工事完了後に市の検査があります。

## 2. 指定工事店制度

宅地内排水設備の工事が不完全だと、下水の流れが悪くなったり、悪臭が発生したり、公共下水道の機能を阻害してしまいます。このため、船橋市では、工事が適切に行われるように、排水設備の設計・施工に関して技能を備えた責任技術者が在籍する工事店を指定する制度を設けています。指定工事店でなければ工事を行うことができません。

### 3. 宅地内排水設備工事の流れ

#### 工事は指定工事店以外では施工できません。

下水道が使える時期になりましたら、書面にてお知らせします。皆さんに行っていただく宅地内排水設備工事は着手から2~3日で完了します。契約を急ぐ必要はありませんので、複数指定工事店から見積もりを取り、十分検討して契約して下さい。



工事店を選びましょう

#### ① 工事店の選定



#### ② 工事の計画と見積もり

- 数社から見積もりを取り、比較検討してから1社を選んで契約しましょう。
- 契約の際には工事の内容・工事代金・支払い時期・支払方法・施工時期・保証期間・内容などについて確認しましょう。
- 貸付制度を利用希望の方(16ページ参照)は、契約時に工事店へお伝えください。



#### ③ 契約

排水設備等計画確認申請書を市に提出する。



#### ④ 書類の審査

施工の承認



#### ⑤ 工事の施工

完了届の提出



#### ⑥ 工事の検査

検査には市の職員が伺います。

検査不合格の場合は、不具合箇所の手直し工事を行った後、改めて検査を行います。

排水設備等検査済証の発行

## 4. 浄化槽の撤去と配管の様子

### 写真で見る浄化槽の廃止 (一般的な撤去方法)

工事の見積もりをとるときに、廃止の方法を確認するとともに、工事の際はしっかり現場を確認してください。撤去の方法が悪いと、後々陥没するなどのトラブルが生じることがあります。



① 浄化槽撤去のはじまりです。



② 汚泥を引抜き消毒します。



③ 上部を切断し、部材を撤去します。



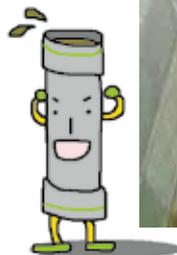
④ 底部に穴開けし、埋め戻します。

※必ず工事終了が日没後になるというわけではありません。現場状況・指定工事店によります。

### 写真で見る配管のイメージ (配管は手作業で行います)



① 穴を掘り配管の準備をします。



② 勾配を確認しながら配管します。





## 下水道接続（排水設備工事）資金の貸付・補助制度

◆下水道接続を促進するため、工事費用を一度に全額支払うことが難しい方を対象に、くみ取便所や浄化槽から切り替えて下水道に接続する工事資金の全部又は一部をお貸ししています。また、生活扶助を受けている方などに、工事費用を補助しています。

### 1. 要件

- ・借受人について自然人（法人でない）であること
- ・連帯保証人について成人であること
- ・借受人及び連帯保証人について市区町村税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

### 2. 貸付金額

工事の種類	工事の単位	貸付金額	利息
くみ取便所の水洗トイレ改造	1 便槽につき	50 万円以内	無利息
浄化槽の廃止	1 基につき	35 万円以内	
分流式において、汚水と雨水が誤って接続されている状況を解消	1 式	30 万円以内	

### 3. 返済方法

口座振替による 40 か月の均等分割払い

水洗便所化改造工事貸付金利用に関する必要書類はこちら



### 4. 申込手続き

#### 1) 申請

水洗便所化改造工事貸付金制度利用の申請は、必ず**工事着工前**に行ってください。

排水設備指定工事店を通じて「排水設備等計画確認申請書」と同時に「水洗便所化改造工事資金借入申請書」等申請書類一式をご提出ください。

#### 2) 貸付

工事完了後に、市に借用証書等の書類を提出していただき、委任状に基づいて指定工事店に振り込みます。

工事代金の差額は、直接指定工事店にお支払いください。

### 5. 補助制度

建物所有者で生活扶助を受けている世帯の方などに、工事費用を補助しています。詳しくは、下水道総務課排水設備係にご相談ください。



## Q 市では工事業者の斡旋・紹介をしてくれるのですか？

A 市では、特定の業者の斡旋や紹介は行っておりませんが、市内の指定工事店が加入する「船橋市管工事業協同組合」が相談窓口を開設しています。  
TEL：047-440-5180（休日・祝日を除く月・水・金9:00～12:00）  
また、近所の方や排水設備を設置したお知り合いの方、信頼のおける建築屋さんや水道屋さんなどと相談するののも一つの方法です。

## Q 契約を行ったのですが、なかなか工事に着手してくれませんが…

A 宅地内排水設備工事は、公共下水道供用開始後でなければ行うことができません。工事店によっては、かなり前から営業活動を行い契約を行っている場合があります。この様なケースを含め契約を行う際には、施工時期の確認を行っておくことが大切です。

## Q 工事代金はいつ支払えば良いのですか？

A 工事代金は、市の検査に合格した後に支払うケースが多いようですが、基本的には契約に基づき支払うこととなりますので、契約に際しては、工事代金、支払時期、支払方法(振込、現金等)などを十分確認してください。

## Q 契約時の設計内容が変更になり「汚水ます」などが減った場合の工事代金は？

A 工事の内容と共に計画変更や手直し工事があった場合の工事代金について、十分確認して契約してください。また、変更があった場合はその都度確認して下さい。

## Q 2社と契約をしてしまったのですが…

A 指定工事店は、皆さんと契約を行うと、材料を購入したり作業員の手配など工事の準備をするため、契約が解除されると損害を被る場合があります。従って、重複契約（複数の業者との契約）は絶対に行わないようにしてください。

万が一重複契約を行ってしまった場合は業者と相談し1社に決めてください。

また、契約などのトラブルに巻き込まれたときは、

- ・工事内容に関しては下水道総務課排水設備係（047-436-2642）
- ・契約や消費者保護については消費生活センター（047-423-3006）に相談してください。

## Q 指定工事店以外の者が工事を施工した場合はどうなるのですか？

A 設置者には5万円以下の過料が科せられる場合があります。

# 下水道利用の注意点

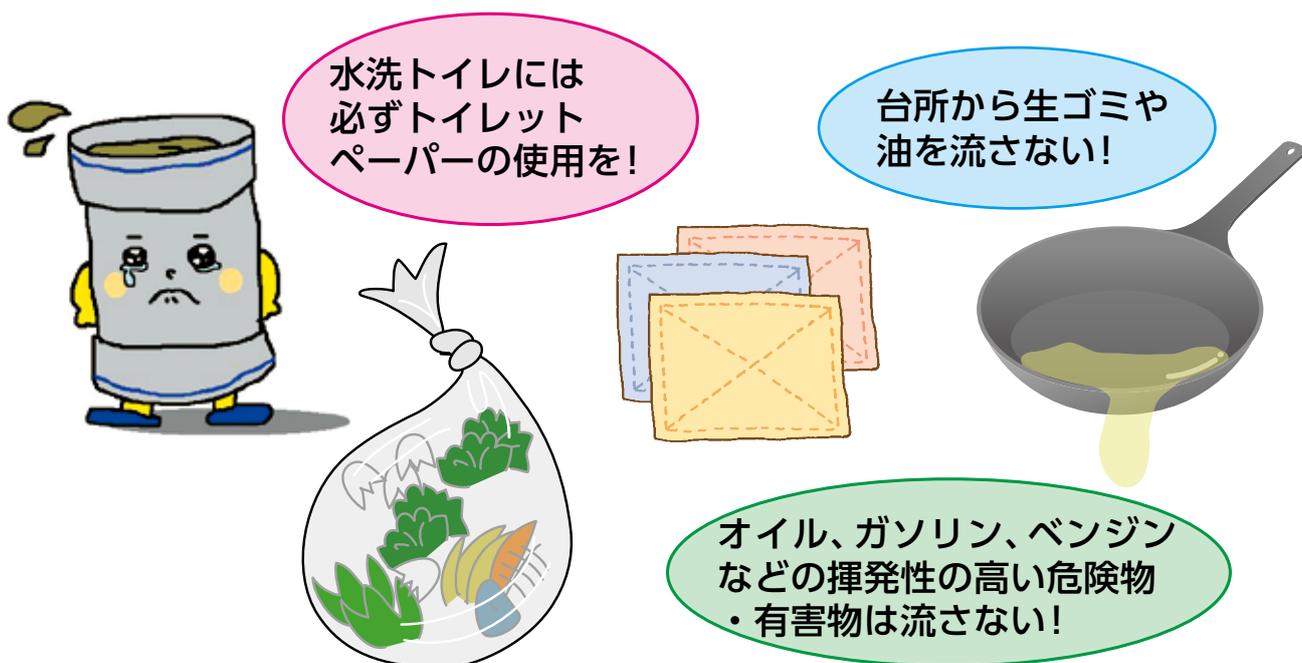


下水道管に油類を流すと管の内側に付着し、管断面を狭くして人間の動脈硬化と同じような状態になります。また、酸性物を流すと管やますを腐食破壊させ、道路を陥没させる原因にもなりますので、絶対に流さないでください。

なお、ディスポーザーの利用については、維持管理等設置条件がありますので、下水道総務課へご相談ください。

## 流してはいけないもの

ごみ類	生ごみ・布・ゴム製品など
油脂類	てんぷら油・車の廃油など
酸類	塩酸・硫酸など
薬物類	シアン・フェノール類・フッ素など
重金属類	水銀・カドミウムなど



マンホールや公共汚水ますにセメント・モルタル・木片などの廃棄物を捨てない!

# 受益者負担金



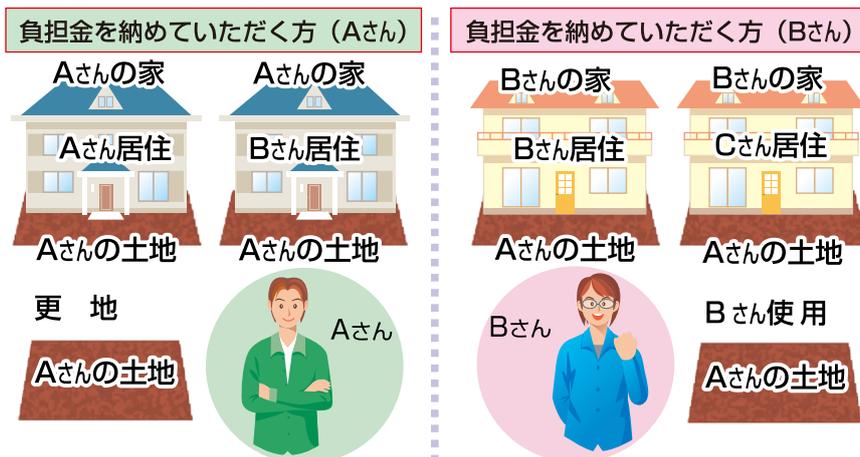
下水道は、公園や道路のように誰でも利用できる施設とは異なり、下水道の整備された区域の限られた方しか利用できません。このため市民の皆様の税金のみで下水道の整備費用をまかなおうとすれば、下水道を利用できない人たちとの負担の公平性を欠くことになります。

そこで、負担の公平性を保つために、下水道が整備されることによって利益を受ける人たちに、建設費の一部をご負担いただくものが受益者負担金です。

## 1. 受益者とは

公共下水道が整備される区域内すべての土地の所有者が対象となり、受益者負担金を納付していただくこととなります。ただし、その土地について、地上権などの権利を持っている人も、土地の所有者に代わって受益者負担金を納付していただく場合もあります。

### 受益者の決め方の例



## 2. 賦課時期

下水道が整備された区域に対して、翌年度4月に賦課区域の公告を行い賦課されます。4月以後、売買や相続などによって受益者が変わったときは、必ず変更の届けをしてください。この届けがないと、受益者負担金を当初の受益者に負担していただくこととなります。

## 3. 申告方法

下水道が整備された区域内の土地所有者の方にあらかじめ土地の地番・地積などを記載した「船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する申告書」



用紙をお送りしますので内容を確認のうえ、提出期限までに申告していただきます。

※その土地に所有者以外の権利者がいるときは、誰が受益者負担金を納付するのかご相談していただき、所有者以外の権利者が納付する場合は、同意のうえ所有者と連署で申告していただきます。

## 4. 負担金の額

1㎡当り  $\begin{matrix} \text{市街化区域} & 300\text{円} \\ \text{市街化調整区域} & 380\text{円} \end{matrix} \times \text{土地の面積 (登記簿による)} = \text{受益者負担金}$

※受益者負担金は、その土地に一度だけ賦課されるもので、一度負担していただければ再び賦課されることはありません。

※根拠条例…船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条。

## 5. 納付方法

負担金は3年分割（1年を4期、計12回払い）で納入通知書によりゆうちょ銀行を含む船橋市の取扱金融機関窓口で納めていただきます。

※一括納付、口座振替もできます。

## 6. 徴収猶予

土地、受益者の状況によっては、受益者負担金の徴収を猶予することがあります。（例：田・畑で実際に耕作の用に供しているもの。山林等）

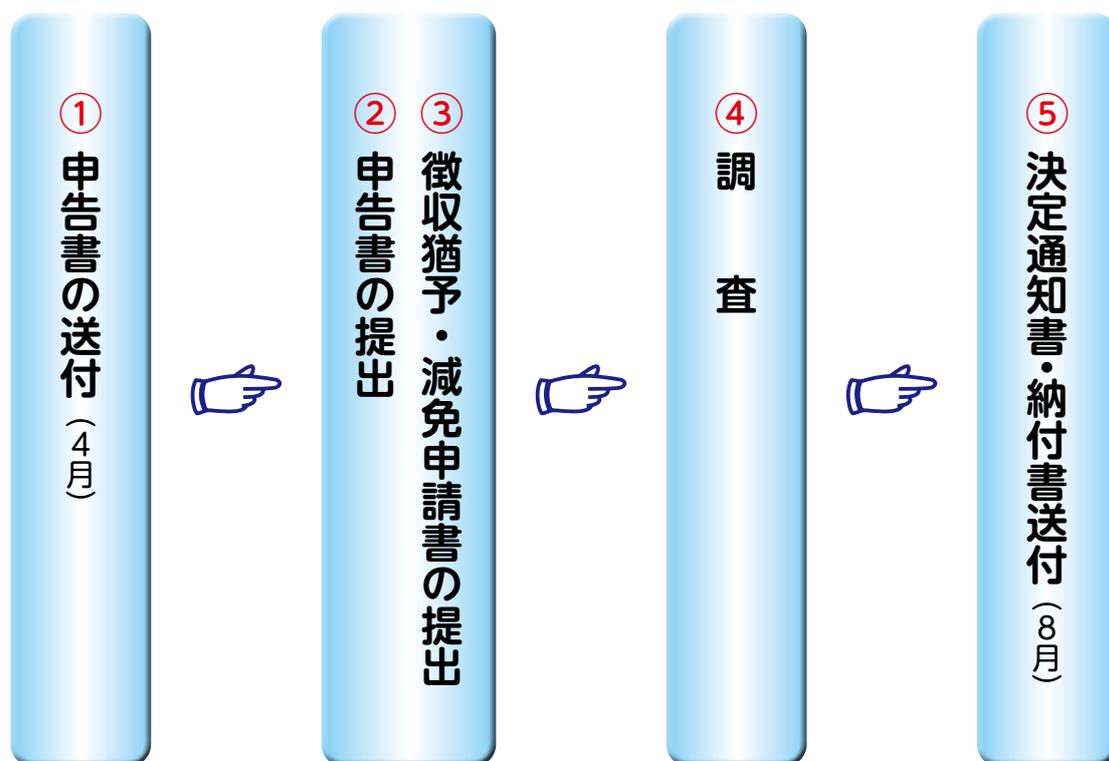
なお、徴収猶予制度につきましては、受益者負担金を免除するものではなく、猶予している理由が失われるまで徴収を待つ制度となっておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

## 7. 減 免

状況によって、受益者負担金を減額したり、免除したりすることがあります。（例：公衆用道路として使用している私道）

※徴収猶予、減免は受益者から申請があったものについて、状況を調査してから決定します。

# 受益者負担金の申告から納付まで



- ① 「船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する申告書」をお送りします。  
(これには、徴収猶予・減免申請書も同封します。)
- ② 申告書を市へ返送してください。  
住所・氏名・電話番号及び納入方法（一括納付・3年分割納付）の記入は忘れずにお願いします。
- ③ 徴収猶予、減免の対象になる土地がある方は、申請書に必要事項を記入し申告書と同封して返送してください。
- ④ 徴収猶予、減免申請のあった土地について、状況を調査します。
- ⑤ 決定通知書および納付書をお送りします。  
(徴収猶予、減免申請のあった方には、その可否について通知します。)

# 下水道使用料



使用料は、下水処理場やポンプ場の運転に必要な経費や下水道管の清掃・修繕に必要な経費などに充てられます。

## 1. 下水道使用料を納めていただく人

家庭や工場などから汚水を公共下水道に流す人は、すべて対象になります。なお、新たに汚水を公共下水道に流そうとする人は、**下水道使用開始届**を宅地内排水設備工事完了届といっしょに市に提出していただきます。

## 2. 下水道使用料の算定基礎

- ① 水道水を使用して汚水を流したときは、水道の使用水量を汚水の量とします。  
※水道の使用水量は、上水道事業を営む千葉県企業局、習志野市企業局より情報提供を受けています。
- ② 家庭用として井戸水などを使用して汚水を流したときは、使用人数1人につき1か月の使用水量を5㎡と認定し、汚水の量とします。営業用として使用する場合は、原則私設の計量器により計量した水量を汚水の量とします。
- ③ 水道水と井戸水などを併用して汚水を流したときは、水道の使用水量に井戸水等の使用状況を勘案し認定した水量を加えて汚水の量とします。

## 3. 下水道使用料の納付について

2か月ごとに千葉県企業局から下水道使用料を請求しています。

- ① 千葉県企業局給水区域の方は、水道料金と下水道使用料を水道料金の支払い方法により千葉県企業局から一括して請求いたします。
- ② 習志野市企業局給水区域または井戸水をご利用の方は、千葉県企業局から下水道使用料を請求いたします。

## 4. 下水道使用料に関する減量措置等について

- ① 冷却塔・ボイラーからの蒸発や食品製造の過程で製品含有など、公共下水道へ流入しない水量がある場合（私設メーターの設置および減水量が全体の10%を超える等の条件があります）。
- ② アパート・マンション等（店舗・事務所を含む）において複数の使用者が一つの給水栓を共同使用している場合（住居の場合は生活の本拠であること、店舗の場合は私設メーターの設置等の条件があります）。

※そのほか減免の措置もありますので、下水道総務課までご連絡ください。

## 5. 届出のお願い

次のような場合は届出が必要です。（お問い合わせ先は、裏表紙をご参照ください。）

- ① 下水道の使用を開始または中止するとき。
- ② 水道水以外の水を使用している方で、使用している人数が変更になったとき。
- ③ 使用している水（水道水・井戸水）を変更したとき。

# 下水道使用料の発生時期について(合流式区域)

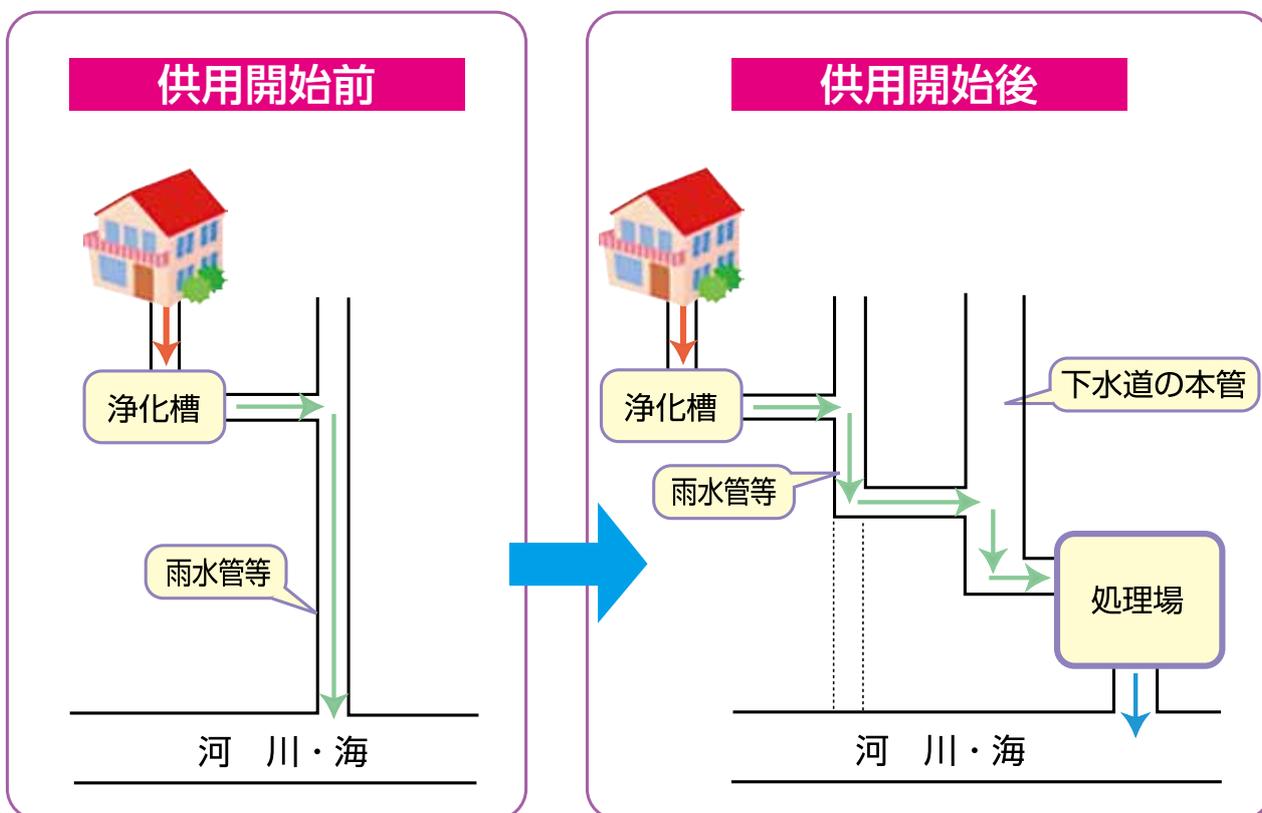


合流式区域の場合、供用開始以降は宅地内排水設備工事（12、13ページ参照）を行わなくても下水道使用料がかかりますのでご注意ください。

下水道の仕組みをご理解いただき、浄化槽の維持管理との二重負担とならないよう早期に宅地内排水設備工事を実施し、下水道事業にご協力願います。

合流式区域では、都市型水害の防除の観点から、雨水を速やかに排除するために、1本の太い管で汚水・雨水ともに取り込む処理方式を採用しています。

供用開始以降は、従来どおり浄化槽を使用している場合でも、下の図にあるとおり、汚水は雨水管等を通じて下水道管に流入し、最終的に下水処理場で処理されるようになります。



※ 西浦処理区・津田沼処理区・高瀬処理区(一部)が合流式区域となります。  
(3ページをご覧ください。)

# 料金表



## ●一般汚水

1か月分、消費税込

基本 使用料	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)								
	1m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> までの部分	11m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> までの部分	21m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> までの部分	31m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> までの部分	51m <sup>3</sup> から 100m <sup>3</sup> までの部分	101m <sup>3</sup> から 500m <sup>3</sup> までの部分	501m <sup>3</sup> から 1000m <sup>3</sup> までの部分	1001m <sup>3</sup> から 2000m <sup>3</sup> までの部分	2001m <sup>3</sup> 以上の部分
759円	34.1円	111.1円	181.5円	253円	302.5円	324.5円	352円	368.5円	418円

## ●浴場汚水（公衆浴場）

基本 使用料	従量使用料
110円	11m <sup>3</sup> 以上の部分
110円	11円



### ◆下水道使用料納付額計算方法

基本使用料 + 従量使用料 = 下水道使用料納付額（1円未満切り捨て）

### ◆下水道使用料納付額計算例（一般汚水）

※下水道使用料は、2か月ごとの請求になります。

2か月で47m<sup>3</sup>使用の場合、1か月23m<sup>3</sup>と1か月24m<sup>3</sup>に分けて計算します。

#### ① 23m<sup>3</sup>使用

基本使用料		759円
従量使用料		
1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> ×	34.1円 = 341円
11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> ×	111.1円 = 1,111円
21m <sup>3</sup> ～23m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup> ×	181.5円 = 544.5円
計	23m <sup>3</sup>	2,755.5円 (1円未満切り捨て) 2,755円…… (A)

#### ② 24m<sup>3</sup>使用

基本使用料		759円
従量使用料		
1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> ×	34.1円 = 341円
11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> ×	111.1円 = 1,111円
21m <sup>3</sup> ～24m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup> ×	181.5円 = 726円
計	24m <sup>3</sup>	2,937.0円 (1円未満切り捨て) 2,937円…… (B)

#### ③ 2か月分の下水道使用料納付額

(A)	+	(B)		(納付額)
2,755円	+	2,937円	=	5,692円

# 使用料金早見表(2か月用・消費税込)



(単位：円)

使用水量	納付額	使用水量	納付額	使用水量	納付額
0 m <sup>3</sup>	1,518	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	
1	1,552	41	4,603	81	13,365
2	1,586	42	4,784	82	13,618
3	1,620	43	4,966	83	13,871
4	1,654	44	5,148	84	14,124
5	1,688	45	5,329	85	14,377
6	1,722	46	5,510	86	14,630
7	1,756	47	5,692	87	14,883
8	1,790	48	5,874	88	15,136
9	1,824	49	6,055	89	15,389
10	1,858	50	6,236	90	15,642
11	1,892	51	6,418	91	15,895
12	1,926	52	6,600	92	16,148
13	1,960	53	6,781	93	16,401
14	1,994	54	6,962	94	16,654
15	2,028	55	7,144	95	16,907
16	2,062	56	7,326	96	17,160
17	2,096	57	7,507	97	17,413
18	2,130	58	7,688	98	17,666
19	2,165	59	7,870	99	17,919
20	2,200	60	8,052	100	18,172
21	2,311	61	8,305	110	21,196
22	2,422	62	8,558	120	24,222
23	2,533	63	8,811	130	27,246
24	2,644	64	9,064	140	30,272
25	2,755	65	9,317	150	33,296
26	2,866	66	9,570	160	36,322
27	2,977	67	9,823	170	39,346
28	3,088	68	10,076	180	42,372
29	3,199	69	10,329	190	45,396
30	3,310	70	10,582	200	48,422
31	3,421	71	10,835	220	54,912
32	3,532	72	11,088	240	61,402
33	3,643	73	11,341	260	67,892
34	3,754	74	11,594	280	74,382
35	3,865	75	11,847	300	80,872
36	3,976	76	12,100	400	113,322
37	4,087	77	12,353	600	178,222
38	4,198	78	12,606	800	243,122
39	4,310	79	12,859	1,000	308,022
40	4,422	80	13,112	2,000	660,022

# 雨水浸透ます等設置事業補助金



水害の軽減と水循環系の再生を目指し、雨水の流出を抑える施策を進めています

市では河川や下水道の整備に加え、公共施設への貯留施設や、雨水浸透ますの設置等の事業を積極的に行っておりますが、市民の皆様にも、浸透ますの設置をお願いし、**行政および市民協働**で雨に強いまちづくりをめざしています。

## 設置していただきたい補助対象の施設

### 1. 雨水浸透ます

雨水が一度に下水道管や河川へ流れ出ないように設置するもので、浸水被害の軽減や、湧水を増やす働きがあります。

- ・ **浸透可能区域内**で設置できます  
(区域についてはお問い合わせください。)
- ・ ますの大きさは**内径30cm以上**としてください。
- ・ 宅地1区画あたり**2基以上**設置してください。

### 2. 雨どい取付型雨水貯留タンク

雨水を貯めて庭の散水などに利用でき、節水になります。また、災害時の非常用水にもなります。

- ・ **50リットル以上**の市販品を設置してください。(中古品、自作品は対象外です。)

### 3. 浄化槽転用雨水貯留施設

公共下水道への切替時に不用になった浄化槽を雨水貯留施設として利用してください。

※補助金交付額が年度内に予定額に達した場合は、申請受付を終了します。

※既に設置または発注済のものは補助対象となりません。

## 補助金の額 (令和5年4月1日より)

各施設の補助金額は以下のとおりです。(経費から消費税を除いた額)

設置施設	補助額および限度額
雨水浸透ます	設置方法により下記の限度額まで補助 ・ 既存ます改修 (管経路を変更せず、既存通常ますを浸透ますに取替える工事) 限度額 <b>80,000円</b> /基 ・ 新設等 (新規にますの取付工事が必要な場合で、浸透ますを選択する場合) 限度額 <b>20,000円</b> /基 <b>補助は最小限の適正基数、最大4基まで</b>
雨どい取付型 雨水貯留タンク	設置費のうち下記の額を補助 ・ 雨水浸透ますと同時に設置する場合 (既存ます改修) 限度額 <b>30,000円</b> /1申請 ・ 上記以外の場合 限度額 <b>10,000円</b> /1申請
浄化槽転用 雨水貯留施設	設置費の <b>2/3</b> 限度額 <b>100,000円</b> まで

## 申請の流れ

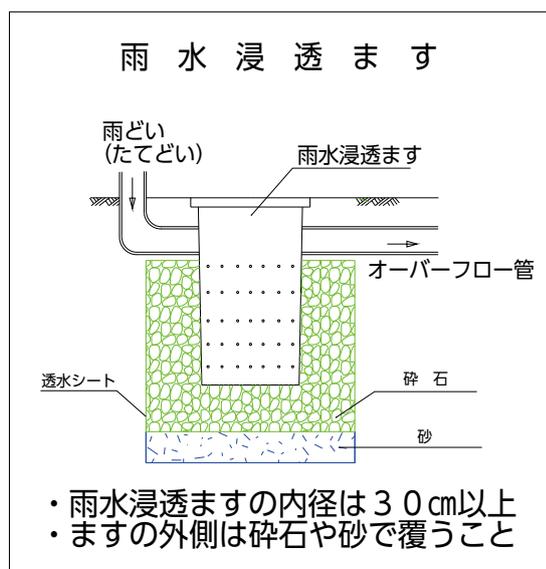




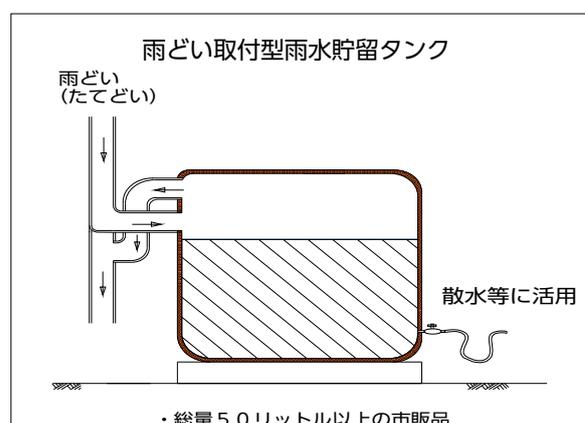
## 設置イメージ



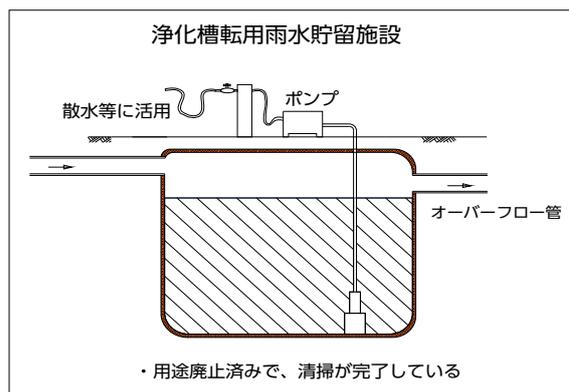
①



②

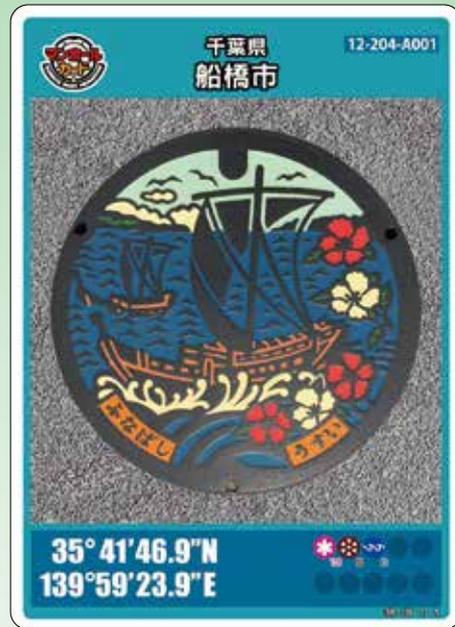


③





## 船橋市デザインマンホール



## マンホールカード

船橋市デザインマンホールの現行デザインは、平成元年に市民からの公募で決定しました。蓋の中央に大きく描かれているのは五大力船です。江戸時代の船橋の海は幕府の御菜浦として、魚や貝を献上する良好な漁場でした。五大力船はその時代の船橋の海に頻繁に出入りし、江戸を中心とした海運で活躍していた船です。

またデザインには、市の木「サザンカ」もモチーフとしてあしらっています。

## 船橋市のマンホールカード

船橋市のマンホールカードは、全国のマンホールカードの第2弾として平成28年に作成しました。

### ◇ 配布場所 ◇

船橋市湊町2-10-25 船橋市役所 本庁舎  
 平日：下水道部下水道河川計画課（船橋市役所本庁舎5階）  
 休日：警備員室（船橋市役所本庁舎地下1階）  
 ※休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
 午前8時45分から午後5時15分まで TEL：436-2662

## ◇ 公共下水道に関するお問い合わせは ◇

船橋市湊町2-10-25 <https://www.city.funabashi.lg.jp>

下水道工事に関すること	(西浦、高瀬処理区)	下水道建設課 工事第一係	436-2652
	(印旛、津田沼、江戸川左岸処理区)	下水道建設課 工事第二係	436-2653
宅地内排水設備工事・水洗便所化改造工事資金貸付金に関すること		下水道総務課 排水設備係	436-2642 2646
宅地内排水設備工事の契約に関する困りごと		消費生活センター	423-3006
下水道使用料に関すること	・下水道の使用開始・中止 ・お支払い全般	千葉県企業局県水お客様センター	0570-001-245
	・上記以外	下水道総務課 使用料係	436-2643 2644
受益者負担金に関すること		下水道河川管理課 維持第一係 維持第二係	436-2645
雨水浸透ます等補助制度に関すること		下水道河川管理課 財産管理係	436-2622
下水道の整備計画に関すること		下水道河川計画課 下水道計画係	436-2662

水道については… 県企業局船橋水道事務所(船橋市南部) 047-433-2514  
 県企業局船橋水道事務所船橋北支所(船橋市北部) 047-465-9133  
 習志野市企業局(三山・田喜野井・習志野の一部) 047-475-3321